（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＲＹ65166
金額　144,180円
支払期日　平成27年５月31日
支払地　福井市
支払場所　株式会社北陸銀行福井支店
振出日　平成26年12月31日
振出地　福井市
振出人　轟産業株式会社　代表取締役　酒井　貞美
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（ヘ）第４号
愛知県一宮市東五城字南大堀12
申立人　株式会社名古屋刃型
代表者代表取締役　松永　義昭
権利を争う旨の申述の終期　平成27年６月25日
平成27年６月26日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＬ201524
金額　161,595円
支払期日　平成27年２月20日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三井住友銀行上前津支店
振出日　平成26年11月20日
振出地　白地
振出人　北上槌屋デカル株式会社　代表取締役　大原　康之
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（ヘ）第５号
兵庫県相生市相生５丁目12番16号
申立人　佐鴻興業株式会社
代表者代表取締役　八尾　豊人
権利を争う旨の申述の終期　平成27年６月25日
平成27年６月26日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＬＣ97905
金額　1,520,208円
支払期日　平成27年４月20日
支払地　愛知県名古屋市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行高畑支店
振出日　平成26年12月22日
振出地　名古屋市中川区柳森町107
振出人　太洋基礎工業株式会社　代表取締役　伊藤　孝芳
受取人　日本テクノ株式会社
裏書人　日本テクノ株式会社　代表取締役　行元　俊隆
被裏書人　佐鴻興業株式会社
最終所持人　申立人

破産手続における包括的禁止命令

平成２７年（フ）第２１号
愛媛県松山市久米窪田町337番地１　テクノプラザ愛媛303室
債務者　カイゼン株式会社
主文　本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成27年７月３日　松山地方裁判所民事部

破産手続における保全管理命令

平成２７年（フ）第２１号
愛媛県松山市久米窪田町337番地１　テクノプラザ愛媛303室
債務者　カイゼン株式会社
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　髙橋　直人
平成27年７月３日　松山地方裁判所民事部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２２４号
相模原市中央区緑が丘２丁目44番25号
債務者　有限会社フォーエム
代表者取締役　岩本　正治
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小谷　馨
４　破産債権の届出期間　平成27年７月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月30日午後２時
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２０６号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目21番８号
債務者　株式会社アド企画
代表者代表取締役　池田　勝一
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
４　破産債権の届出期間　平成27年７月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午後１時30分
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
北海道士別市西２条８丁目
債務者　株式会社テラシタ
代表者代表取締役　寺下　隆通
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小門　史子
４　破産債権の届出期間　平成27年８月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月７日午後２時15分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０５９号
横浜市栄区飯島町78番地２
債務者　株式会社タモツ工業
代表者代表取締役　亀井　保
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小池　翼
４　破産債権の届出期間　平成27年８月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午前11時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３９号
東京都八王子市元横山町２丁目５番３号
債務者　株式会社コントラクトマネジメント
代表者代表取締役　荻原　昌弘
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北澤　龍也
４　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４９４号
東京都武蔵野市吉祥寺南町１丁目11番11号
債務者　株式会社アンダーフラワー・アパートメント
代表者代表取締役　田中　包次
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　準子
４　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２７６号
静岡市清水区島崎町152番地
債務者　株式会社フジワ
代表者代表取締役　山口　仟雄
１　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　英行
４　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９１号
静岡県御前崎市白羽6621番地の100
債務者　五季有限会社
代表者取締役　寺澤　佑子
１　決定年月日時　平成27年７月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　裕之
４　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部